

Client Alert

27 June 2025

本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
+81 3 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
+81 3 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



桑原 里枝
アソシエイト
+81 3 6271 9762
rie.kuwabara@bakermckenzie.com

米国司法省による企業犯罪に対する執行計画 及び FCPA 執行ガイドラインの公表

2025 年 5 月 12 日、米国司法省（DOJ）は、新たに刑事局の企業犯罪に対する執行計画（White-Collar Enforcement Plan）（以下、「企業犯罪に対する執行計画」）を公表して、トランプ政権下における企業犯罪に対する刑事執行に関する優先順位を明らかにした。さらに、DOJ は、2025 年 6 月 9 日、同年 2 月 10 日にその執行を一時停止する大統領令¹が発令されていた海外腐敗行為防止法（以下、「FCPA」）の捜査及び執行に関するガイドライン

（Guidelines for Investigations and Enforcement of the Foreign Corrupt Practices Act）（以下、「FCPA 執行ガイドライン」）を公表した。

これらは、刑事局の企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー（Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy）²、モニター選定に関するポリシー（以下、「モニターシップメモランダム」）、公益通報報奨金パイロットプログラム³、FCPA を含む企業犯罪に対する執行全般に影響を及ぼすものである。

1. 企業犯罪に対する執行計画

i. 刑事執行の優先分野

企業犯罪に対する執行計画で示された DOJ 刑事局の執行の優先分野は、新政権が掲げる広範な「アメリカ・ファースト」のスローガンに沿ったものといえる。具体的には、米国政府、米国の消費者、企業及び投資家の利益を毀損する犯罪並びに米国外の公務員、テロリスト、国際犯罪組織によって実行される企業犯罪の取締りに重点を置くことが明確にされている。特に、以下のような事案に対して優先的に摘発がなされることが予想される。

- 米国の医療制度や米国連邦政府の調達プログラム等に関する詐欺
- 関税逃れを含む、貿易・関税に関する詐欺
- 海外の事業体が米国で証券を上場する際に利用される変動持分事業体（VIE）に関する詐欺（募集詐欺、市場操作を含む）
- 米国の国益や安全保障を害し、米国の競争力に悪影響を及ぼす贈収賄やマネーロンダリング
- 投資家や消費者に重大な被害を及ぼすデジタル資産が関連するケース

かかる優先順位を踏まえると、今後、国際貿易、ヘルスケア、証券詐欺、デジタル資産及び麻薬に関連した犯罪に対する執行が積極的に行われ、米国以外の企業や個人が、そのような分野で DOJ から摘発される可能性が高まるこ

¹ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20250217_ClientAlert_DR_FCAP-Suspension_J.pdf

² https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20230227_ClientAlert_Antitrust_Competition2_J.pdf

³ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20241015_ClientAlert_Dispute_Resolution_ICE_J.pdf



とが想定される。特に、トランプ政権は関税・貿易政策を重要視しているため、製造業を中心として多くの日本企業にとって、グローバルベースで米国が関連する関税・貿易管理体制を整備することが重要になると考えられる。

ii. その他の主な変更点

a) 公益通報報奨金パイロットプログラム

上記の刑事執行の優先分野を踏まえて、DOJ は、企業犯罪を DOJ に通報した者に報奨金を与えるパイロットプログラムの適用対象となる犯罪として、政府調達及び連邦プログラムに対する詐欺及び貿易・関税に関する詐欺を追加した。

b) 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー

従前、同ポリシーにより、企業は、DOJ 刑事局に対し企業犯罪を任意に自主申告し、調査に全面的に協力し、適時かつ適切に是正措置を講じた場合、加重事由が存在しなければ、訴追されないと推定（presumption）されるとし、違反企業による自主申告及び調査協力に対してインセンティブを付与してきた。今回の変更により、「推定（presumption）」という単語が削除され、要件を充足した場合のインセンティブの付与が明確化されたり、その記載が簡略化されたりしているものの、基本の方針に変更はない。違反行為を発見した企業としては、自主申告の要否の検討の重要性に変化はないと考えられる。

c) モニタリングメモランダム

DOJ 刑事局は、司法取引の中で違反企業に対して実効性のあるコンプライアンス体制の整備を義務付けて、違反企業が自力でそのような体制を整備することが期待できないような場合に、外部の独立した監査人又はコンサルタント（コンプライアンス・モニター）の起用を義務付けてきた。違反企業は、コンプライアンス・モニターが、違反企業によるコンプライアンス体制の整備状況を評価できるよう、資料その他の情報を提供し、関連役職員や取引先等をインタビューに応じさせる義務を負い、かつコンプライアンス・モニターの報酬及び費用は違反企業が負担することになるため、違反企業にとって非常に大きな負担となっていた。

モニタリングメモランダムの改訂は、そのような違反企業の負担を軽減するために、DOJ 刑事局は、コンプライアンス・モニターの起用の必要性を厳格に検討し、また、コンプライアンス・モニターの起用を義務付ける場合であっても、モニタリングによるコスト及びビジネス等への悪影響を必要最小限にするよう努めることが要求されている。

2. FCPA 執行ガイドライン

FCPA 執行ガイドラインは、DOJ 刑事局が、FCPA 事案の捜査及び執行について、(1) 米国外で事業を展開する米国企業に対して過度な負担を課すことなく、(2) 米国の国益を直接損なう行為の取締りに重点を置く方針を明らかにするものである。具体的には、DOJ 刑事局では、米国の上場企業、米国企業又は個人が単に外国公務員に対して賄賂を提供したという FCPA の構成要件の充足を裏付ける証拠のみに依拠して FCPA を執行せず、その執行にあたっては米国の国益への影響が考慮されることが明確に示されている。但し、仮に DOJ が米国の国益への影響が不十分であると結論づけた場合であっても、米



国証券取引委員会その他の当局が FCPA の執行を進める余地は残されていると考えられる。

そのような観点から、FCPA 執行ガイドラインでは、DOJ 刑事局が FCPA の捜査及び執行を進める上で考慮すべき 4 つのポイントが列挙されている。

a) 国際犯罪組織の完全な撲滅

FCPA 執行ガイドラインは、DOJ 刑事局による FCPA の捜査が開始される基準として、(1) 国際犯罪組織の活動に関連する、(2) 国際犯罪組織のためにマネーロンダリング活動を行う業者やペーパーカンパニーを利用した、又は (3) 国際犯罪組織から賄賂を受領した国有企業の役職員その他の外国官僚に関連する違反行為が含まれる否かを重要な考慮要素としている。但し、このような行為は、直ちに FCPA 違反行為となるものではなく、テロ資金供与やマネーロンダリングの禁止など、国際犯罪組織の摘発に適した他の法令に基づき執行される可能性がある点に留意する必要がある。

b) 米国企業の公正な機会の確保

FCPA 執行ガイドラインでは、FCPA の取締りは、米国の企業や個人による公正な競争の機会を奪い、経済的損害をもたらした不正行為に焦点を当てるべきであることが示されている。米国企業からの賄賂を要求または受領等した外国公務員を処罰対象とする海外恐喝防止法（Foreign Extortion Prevention Act）⁴のアプローチと同様に、連邦検察官に対し、外国公務員による賄賂の要求により、米国の企業や個人が損害を被ったかどうかを考慮することを要求している。

FCPA 執行ガイドラインは、DOJ 刑事局に国籍に基づき執行することを要求しているわけではないが、結果的に、DOJ 刑事局が非米国企業に対する捜査に重点を置く可能性は十分考えられる。

c) 米国の国家安全保障の推進

個人又は組織が、米国の国家安全保障に重要な資源（例：重要鉱物、深海港）又は産業（例：防衛、情報、重要インフラ）に関わる贈収賄に関与する場合、それを探知した DOJ 刑事局は積極的に摘発する可能性が非常に高い。FCPA 執行ガイドラインでは、DOJ がかかる考慮要素を米国企業と非米国企業に等しく適用するかどうかについては言及していない。

d) 重大な違反事案の優先

最後に、FCPA 執行ガイドラインは、連邦検察官に、多額の賄賂の支払い、賄賂を隠蔽するための巧妙な手口やスキーム、司法妨害など、腐敗の意図を強く示す重大な不正行為に対する執行を優先することを要求している。対照的に、FCPA ではファシリテーションペイメント及び合理的かつ善意に行われる支出（Reasonable and Bona Fide Expenditures）が処罰の対象から除外されていることを認識して、日常的な商慣行に基づくビジネス上の接待等に伴う少額の利益供与を積極的に処罰することに重点を置くべきではないとされている。

その他注目すべき点としては、DOJ 刑事局は、外国における汚職行為の捜査を開始するかどうかを決定する際に、外国当局が当該贈収賄スキームの疑いを捜査する意思があるかどうかを考慮すべきとされている。これは、世界中の汚職行為を取り締まることは DOJ の責務ではなく、米国政権が米国の国益

⁴ https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20240829_ClientAlert_Dispute_Resolution_J.pdf



に資すると考える適切な事案に力を注ぐべきであるという、DOJの最近の見解を反映したものと考えられる。

3. 結語

グローバルベースで事業を展開する日本企業にとって、米国の影響を無視することはできず、DOJが公表した企業犯罪に対する執行計画及びFCPA執行ガイドラインは、トランプ政権の企業犯罪に対する執行方針を理解する上で有益であり、自社グループの事業に潜むコンプライアンスリスクを見直す良い機会を提供するものといえるであろう。

以上